

7-1-3 沿岸区分及び名称一覧

都道府県名	沿岸名	区 域		摘 要
		起点	終点	
北海道	北 見	宗谷岬	知床岬	宗谷岬は宗谷港湾区域の西端とする。
北海道	根 室	知床岬	納沙布岬	
北海道	十勝釧路	納沙布岬	襟裳岬	
北海道	日高胆振	襟裳岬	地球岬	
北海道	渡 島 東	地球岬	恵山岬	
北海道	渡 島 南	恵山岬	白神岬	
北海道	後志檜山	白神岬	積丹岬	
北海道	石狩湾	積丹岬	雄冬岬	
北海道	天 塩	雄冬岬	宗谷岬	宗谷岬は宗谷港湾区域の西端とする。
青 森	下北八戸	岩手県界	北海岬	
青 森	陸 奥 湾	北海岬	根 岸	根岸は平館漁港区域の南端とする。
青 森	津 軽	根 岸	秋田県界	根岸は平館漁港区域の南端とする。
秋 田	秋 田	青森県界	山形県界	
山 形	山 形	秋田県界	新潟県界	
岩 手	三 陸 北	青森県界	鮎ヶ崎	
岩手宮城	三 陸 南	鮎ヶ崎	黒 崎 (牡鹿半島)	
宮城福島	仙 台 湾	黒 崎 (牡鹿半島)	茶屋ヶ岬	
福 島	福 島	茶屋ヶ岬	茨城県界	
茨 城	茨 城	福島県界	千葉県界	
千 葉	千 葉 東	茨城県界	洲 崎	
千 葉 東 京 神 奈 川	東 京 湾	洲 崎	剣 崎	
東 京	伊豆小笠原諸島	-	-	
神 奈 川	相 模 灘	剣 崎	静岡県界	
新 潟	潟 北	山形県界	鳥ヶ首岬	
新 潟	佐 渡	-	-	
新潟富山	富 山 湾	鳥ヶ首岬	石川県界	

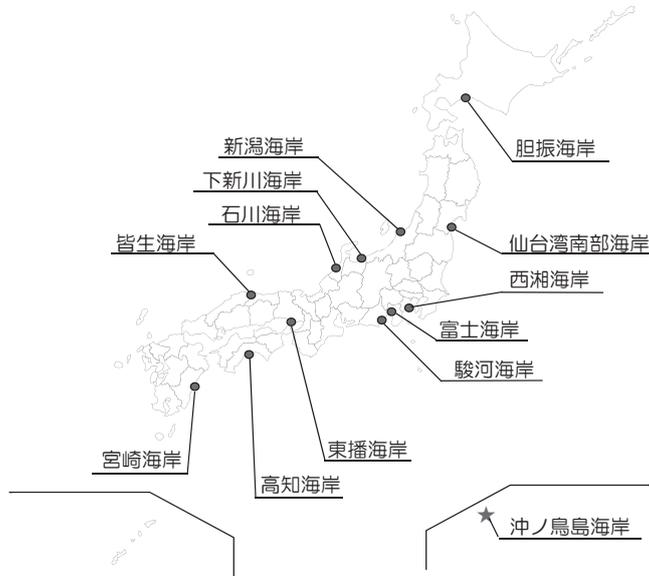
都道府県名	沿岸名	区 域		摘 要
		起点	終点	
石 川	能 登 半 島	富山県界	高 岩 岬	
石川福井	加 越	高 岩 岬	越 前 岬	
静 岡	伊 豆 半 島	神奈川県界	大 瀬 崎	
静 岡	駿 河 湾	大 瀬 崎	御 前 崎	
静岡愛知	遠 州 灘	御 前 崎	伊良湖岬	
愛知三重	三河湾・伊勢湾	伊良湖岬	神 前 岬	
三重和歌山	熊 野 灘	神 前 岬	潮 岬	
福 井	若 狭 湾	越 前 岬	京都府界	
京 都	丹 後	福井県界	兵庫県界	
兵 庫	但 馬	京都府界	鳥取県界	
和 歌 山	紀 州 灘	潮 岬	大阪府界	
兵庫大阪	大 阪 湾	和歌山県界	明 石 市 界 東 境	
兵 庫	播 磨	明 石 市 界 東 境	岡山県界	
兵 庫	淡 路	-	-	
鳥 取	鳥 取	兵庫県界	鳥根県界	
鳥 根	鳥 根	鳥取県界	山口県界	
鳥 根	隠 岐	-	-	
山 口	山 口 北	鳥根県界	下 関 市 豊浦町南境界	
山 口	山 口 南	下 関 市 豊浦町南境界	広島県界	
広 島	広 島	山口県界	岡山県界	
岡 山	岡 山	広島県界	兵庫県界	
徳島香川	讃 岐 阿 波	三 崎 (三豊市)	孫 崎 (鳴 門)	
徳 島	紀伊水道西	孫 崎 (鳴 門)	蒲生田岬	
徳島高知	海 部 灘	蒲生田岬	室 戸 岬	
高 知	土 佐 湾	室 戸 岬	足 摺 岬	
高知愛媛	豊後水道東	足 摺 岬	佐 田 岬	

都道府県名	沿岸名	区 域		摘 要
		起点	終 点	
愛 媛	伊 予 灘	佐 田 岬	錦 掛 ノ 鼻	
愛媛香川	燧 灘	錦 掛 ノ 鼻	三 崎 (三 豊 市)	
福 岡	玄 界 灘	佐 賀 県 界	北 九 州 市 西 境 界	
福岡大分	豊 前 豊 後	北 九 州 市 西 境 界	関 崎	
大 分	豊 後 水 道	関 崎	宮 崎 県 界	
宮 崎	日 向 灘	大 分 県 界	鹿 児 島 県 界	
鹿 児 島	大 隅	宮 崎 県 界	佐 多 岬	
鹿 児 島	鹿 児 島 湾	佐 多 岬	長 崎 鼻 (薩 摩 半 島)	
鹿 児 島	薩 摩	長 崎 鼻 (薩 摩 半 島)	大 崎 (長 島)	黒瀬戸においては黒之瀬戸大橋を境界とする。
鹿 児 島	薩 南 諸 島	-	-	硫黄島を除く。
熊 本 鹿 児 島	八 代 海	大 崎 (長 島)	小 松 崎 (天 草 下 島)	本渡瀬戸においては瀬戸大橋を境界とする。天草松島地域においては天草2号橋から天草4号橋及び合津港港湾区域西端を境界とする。三角港付近は三角港港湾区域北端を境界とする。
熊 本 佐 福 長	有 明 海	長 崎 鼻 (天 草 下 島)	瀬 詰 崎	本渡瀬戸においては瀬戸大橋を境界とする。天草松島地域においては天草2号橋から天草4号橋及び合津港港湾区域西端を境界とする。三角港付近は三角港港湾区域北端を境界とする。
熊 本	天 草 西	小 松 崎 (天 草 下 島)	長 崎 鼻 (天 草 下 島)	
長 崎	橘 湾	瀬 詰 崎	野 母 崎	
長 崎	西 彼 杵	野 母 崎	西 海 橋 (西 海 市 側)	
長 崎	大 村 湾	西 海 橋 (西 海 市 側)	西 海 橋 (佐 世 保 市 側)	
長 崎 佐 賀	松 浦	西 海 橋 (佐 世 保 市 側)	福 岡 県 界	
長 崎	五 島 ・ 竜 岐 ・ 対 馬	-	-	
沖 縄	琉 球 諸 島	-	-	硫黄島を含む。

7-2 海岸事業の概要

直轄海岸位置図 (国土交通省水管理・国土保全局)

- : 直轄海岸保全施設整備事業 12事業 (海岸法第6条)
 ★ : 直轄海岸維持管理事業 1事業 (海岸法第37条の2)



○海岸法第6条
 以下に該当する場合において、海岸管理者に代わって海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を実施することができる。

- 1 工事の規模が著しく大であるとき
- 2 工事が高度の技術を必要とするとき
- 3 工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき
- 4 工事が都府県の区域の境界に係るとき

☆海岸法 第37条の2
 国土保全上極めて重要であり、かつ、地理的条件及び社会的状況により都道府県知事が管理することが著しく困難又は不適当な海岸で政令で指定したものに係る海岸保全区域の管理は主務大臣が行うものとする。